

JAPAN ICOMOS / INFORMATION

INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES JAPANESE NATIONAL COMMITTEE 日本イコモス国内委員会

目次◆CONTENTS

はじめに／西村幸夫 01

From the President / Yukio NISHIMURA

伊藤延男先生のGazzola賞受賞を祝う会、開催される／事務局 02

Celebration for the Gazzola Prize Laureate Dr. Nobuo Ito / Secretariat Office

2012年次第1回拡大理事会報告(3/10)／山田幸正 03

The Executive Board Meeting, 10 March 2012 / Yukimasa YAMADA

稼働中の歴史的産業施設の世界遺産登録に関する要望書提出について／事務局 06

Submission of an Opinion Paper on the World Heritage Nomination of the Historic Industrial Facilities in Operation / Secretariat Office

世界遺産条約40周年を巡る専門家予備会合、2月16日に開催／西村幸夫 08

International Expert Meeting on the 40th Anniversary of the World Heritage Convention / Yukio NISHIMURA

日本イコモス国内委員会研究会報告(3/10)『武家の古都・鎌倉』と『富士山』の世界文化遺産推薦について／山梨県・静岡県・神奈川県・鎌倉市 09

Japan ICOMOS Study Session on the World Heritage Nomination of "Kamakura, Home of the Samurai" and "Fujisan"

第七小委員会報告 世界遺産・白川郷の合掌集落における駐車場問題を視察

／西村幸夫 11

Report of the 7th Subcommittee of Japan ICOMOS / Yukio NISHIMURA

ISCARSAH リマ会議およびTERRA2012 報告／花里利一 12

Report on the meeting of ISC on Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritage and TERRA2012 / Toshikazu HANAZATO

百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録をめざして国際シンポジウムを開催／百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議 13

Hosting the 1st International Symposium on the Promotion of Mozu-Furuichi Kofungun for World Cultural Heritage Inscription / Conference Headquarters for the Promotion of Mozu-Furuichi Kofungun for World Cultural Heritage

「文化財ドクター派遣事業」―東日本大震災後の歴史的建造物保存に向けた活動―

／大橋竜太 15

Project for the Dispatch of Cultural Properties Doctors / Ryuta OHASHI

インタビュー：ICOMOS国際専門家往来 6. ユッカ・ヨキレット氏

／内藤秋枝ユミイザベル 16

Interview 6. Dr. Jukka Jokilehto / Yumi Isabelle NAITO-AKIEDA

■会員からの声 Posting from Members

ル・コルビュジエ作品の世界遺産登録推薦の動きに関して／山崎正史 17

A Note on the World Heritage Nomination of the "Architectural Works of Le Corbusier" / Masafumi YAMASAKI

スイスの「杭上住居群」から学ぶこと／縄文遺跡群世界遺産登録推進本部 18

Learn from "Prehistoric Pile Dwellings around the Alps" / Headquarters for the Promotion of Jomon Archaeological Sites as World Heritage

文化遺産としての「タイタニック号」～事故から100年・ベルファストからの報告～／佐滝剛弘 20

RMS Titanic as Cultural Heritage / Yoshihiro SATAKI

■お知らせ Announcements 21

文部科学省文化審議会の再編について／事務局

Reorganization of the Council for Cultural Affairs / Secretariat Office

事務局日誌 Diary 22

8期—10号



2012.06.10

はじめに
西村幸夫



前野まさる 画

このところ国内の文化遺産を巡る仕組みに関していくつか重要な動きがありました。

ひとつは、この3月23日に内閣官房に事務局を持つ「産業遺産の世界遺産登録等に係る関係省庁連絡会議」において稼働中の産業遺産に関して、文化財保護法以外の法制度まで用いて、世界遺産登録へ向けた動きを加速することが決まったことです。このこと自体は良い方向なのですが、稼働資産の評価に関して国内の専門家の意見が軽視されるようなことがないように、さらに資産のOUVが確実に守られるようにという点に関して若干の懸念があり、関係各位に対して日本イコモスとしての見解と要望を3月5日付けで発出したところです。これに関しては、本誌の記事にも取り上げていますので、ご覧ください。

また、もう一つは、3月12日に文化審議会において、これまで文化財分科会の下部にもうけられていた世界遺産特別委員会をあらたに独立させ、世界遺産・無形文化遺産部会を立ち上げ、そのもとに世界遺産特別委員会が置かれるという形に変更になったことです。この部会、特別委員会共に日本イコモスのメンバーが多く委員として委嘱されています。ますます日本イコモスの活動がひろがってきているのです。この件に関しても、本誌のなかで文化審議会の新しい組織図を紹介しています。

この夏から秋にかけては、イコモスによる富士山と鎌倉の現地視察・調査が行われる予定です。日本が世界遺産条約を批准して20周年を記念する記念誌の編集も文化庁の主導によって進んでいるようです。

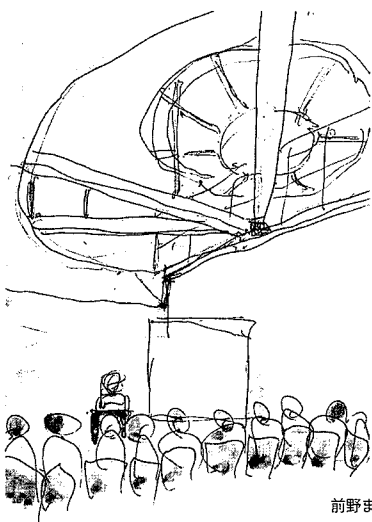
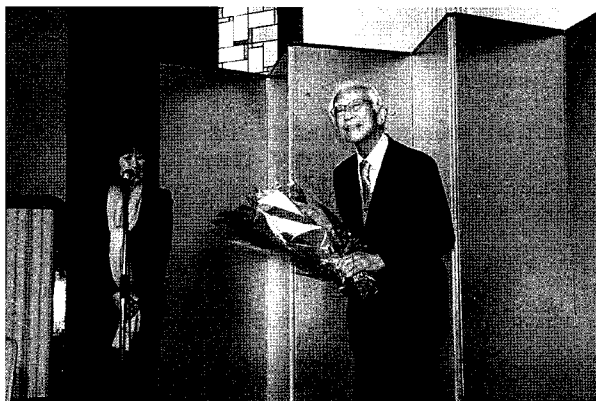
また、暑い夏になりそうです。

伊藤延男先生のGazzola賞受賞を祝う会、開催される

2012年2月16日、小雪も舞う中、東京の学士会館において、「伊藤延男先生のGazzola賞受賞を祝う会」が開催されました。西村幸夫（日本イコモス国内委員会委員長・東京大学副学長）、前野まさる（日本イコモス国内委員会前委員長）、河野俊行（ICOMOS本部執行委員）、齊木崇人（神戸芸術工科大学学長）、亀井伸雄（東京文化財研究所所長）、松村恵司（奈良文化財研究所所長）、大和智（文化庁文化財部鑑査官）、近藤光雄（文化財建造物保存技術協会専務理事）の各氏を発起人として準備が進められ、115名が参加しました。

東京近郊だけではなく、遠方からの出席者もあり、同窓会のような雰囲気のもと、和気藹々とあっという間に歓談の時間が過ぎていきました。ICOMOS会長のGustavo Araoz氏や日本イコモスのメンバーにも知己の多いJukka Jokilehto氏、Dinu Bumbaru氏をはじめとし、平泉の世界遺産登録記念セレモニー等に出席するために来日していた海外の専門家20名ほどの参加もいただくことができ、伊藤先生の受賞を賀するにふさわしい国際的な集いになりました。

（事務局）



前野まさる 画

2012 年次第 1 回 拡大理事会報告



2012年次第1回拡大理事会が去る2012年3月10日(土)午後1時半から3時半まで、岩波書店一ツ橋ビル地下1階会議室(東京・神保町)で開催された。出席者は、委員長:西村幸夫、副委員長:赤坂 信、事務局長:矢野和之、理事:荻谷勇雅、杉尾邦江、濱崎一志、前田耕作、宗田好史、山田幸正、監事:崎谷康文、小委員会主査:伊東 孝、岡田保良、ISC委員:花里利一、事務局:館崎麻衣子、藤岡麻理子の15名である。拡大理事会で討議された審議事項、協議事項、報告事項などは以下の通りである。

刊行物の報告

1. インフォメーション誌8期9号の刊行について

3月5日付けで刊行されたインフォメーション誌について、拡大理事会報告とそれにつづく日本イコモス国内委員会年次総会に加えて、パリでのICOMOS総会の参加者報告、バーミヤーン専門家会議、軒の浦埋立架橋問題、国際専門家へのインタビュー記事2編、さらに会員からの投稿記事4編など、多くの原稿が集まり、全48ページとなったことなどが、山田理事より報告された。



1. 入退会者

1) 入会者

申請書類の回覧、審議の結果、以下の個人会員4名、団体会員1団体の入会が承認された。

個人会員 4名

氏 名	勤務先	専門分野	推薦者
江添 誠 (えぞえ まこと)	慶應義塾大学文学部民族学考古学専攻、兼任講師(2012年4月~)	ローマ考古学、キリスト教考古学、文化遺産学 / 文学修士	岡田保良・西浦忠輝
後藤和子 (ごとう かずこ)	埼玉大学経済学部・経済科学研究科、教授	財政学、文化経済学 / 博士(経済学)	河野俊行・矢野和之

小松弥生 (こまつ やよい)	独立行政法人国立美術館、理事兼事務局長	文化政策 / 修士(学術)	青柳正規・西 和彦
関根理恵 (せきね よしえ)	東京藝術大学大学院、非常勤講師	博士(世界遺産学)	日高健一郎・矢野和之

団体会員 1団体

組織名	代表者氏名	業務内容・専門分野	推薦者
百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議	松井一郎	百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に関する取組み	金関 恕・宗田好史

2) 退会者

以下の個人会員3名の退会が承認された。

個人会員 3名

氏 名	専門分野	退会理由
孫 鋪勲	造園学	韓国での就職
高木浩志	造園学	一身上の都合
田中 淡	東アジア考古学	一身上の都合

3) 会費滞納による登録抹消

昨年の第4回拡大理事会(12月17日開催)での決定にしが、長期滞納者に対して、2月末日までに会費納入がない場合は退会扱いとする旨、書面にて通知した。しかし現在まで反応はなく、そのため、長期滞納者5名の会員登録を抹消したい旨、矢野事務局長より提案があり、これを承認した。

日本イコモス国内委員会 会員数 (今回の入退会者を含む)

個人 367+4-3-5=363名

団体会員 2+1=3団体 維持会員 12団体



前野まさる 画

協議事項

1. 日本イコモスパートナーシップについて

これまで「会員特典」として、ICOMOS会員カードの携帯者への入場料や拝観料等の減免措置をお願いするものであったが、今後は、「日本イコモスパートナーシップ」という名称で、当該パートナーシップ事業参加団体に対して、日本イコモス国内委員会から、文化財の保存・管理等に関する助言や情報提供を含めた様々な形での協力を行っていくことになった。以上のような前回の拡大理事会（12月17日開催）での決定にしたがい作成した「日本イコモスパートナーシップのご案内」の案文が、矢野事務局長より示され、それを承認した。

石見銀山遺跡からすでに日本イコモスパートナーシップへの参加の内諾を受けている。また本年11月の世界遺産条約40周年記念イベントが京都で開催されることに関連して、京都市の文化財協議会などを通じて、重点的にこの日本イコモスパートナーシップの拡大を図っていききたい。西村委員長より、以上のような発言があった。また、ロゴマークなどを考案してはどうか、との提案も出された。

関連して、京都市内の世界遺産物件でプラスチック製の竹垣が使われている所があり、11月の記念イベントの際、外国からの専門家らの目に触れることも考えられ、問題であるとの指摘があった。こうしたことについても、当該パートナーシップの枠組みのなかで、遺産管理者に対して、維持管理等について適切な助言を与えていくことが必要であると認識された。また、文化審議会において世界遺産・無形文化遺産部会が独立して設置されたことにともない（別の関連記事を参照）、無形文化遺産関係の情報についても、今後、定期的な情報収集に努めることとし、河野副委員長より拡大理事会で適宜、報告願うこととなった。

2. 文化財緊急支援／ブルーシールド国内委員会について

昨年ソウルで開催されたブルーシールドの国際会議を受けて、ICOM日本委員会より、東日本大震災の「文化財レスキュー」を発展させるような形で、日本イコモス国内委員会の協力を得て、常設の組織としてブルーシールド国内委員会を発足させたいとの提案を受けたことが、矢野事務局長より報告され、その対応について協議した。

基本的に日本イコモス国内委員会としても協力していきたいところであるが、建物や遺跡などの不動産だけでなく、文書などの動産も対象に含めており、またハーグ条約との関連での法整備や体制の整備も必要となる。そこで、本件について検討が始まった文化遺産国際協力コンソーシアムとも連携しながら、ほかの機関や組織と調整するなど環境整備していくこととなった。日本イコモス国内委員会としては、Risk PreparednessのISCのメンバーである益田兼房氏や大窪健之氏、藤岡麻理子氏などに、中心となって検討願うこととした。

3. Joint ICOMOS-TICCIH Principles の和訳について

昨年パリで開催されたICOMOS総会において承認された“Joint ICOMOS - TICCIH Principles for the Conservation of Industrial Heritage Sites, Structures, Areas and Landscapes «The Dublin Principles»”の日本語の定訳について、産業考古学会より問い合わせを受けたことが、矢野事務局長から報告され、その対応について協議した。

協議の結果、第一小委員会（憲章）と第十二小委員会（技術遺産）などが中心となって、できるだけ早い時期を目標に、日本語定訳を作成することとなった。



報告事項

1. 世界遺産条約に関する専門家会議について

去る2月16日、国際文化会館において、外務省の主催で、世界遺産条約に関する専門家会議が開催され、日本イコモス国内委員会から、西村（議長）、稲葉、河野、岡田、およびラポルトゥールとして内藤秋枝の各氏が参加した。参考資料をもとに、会議の概要などが西村委員長より報告された。また、長時間にわたった議論の整理を、現在、進めていることもあわせて報告された（別の関連記事を参照）。

6月16日（土）午後開催予定の第2回拡大理事会の後に、この件に関する研究会を設け、当日の会議報告と今後の方針などについて協議したいとの提案が、岡田特別委員会委員長より提案され、承認された。

2. 稼動資産と世界遺産に関して

稼動中の歴史的産業施設と世界遺産推薦の問題に関して、メールにより拡大理事会メンバー間で、急遽、協議検討し、去る3月5日、「我が国の文化遺産保護政策の進め方に関する見解と要望」を、下記の7名に、日本イコモス国内委員会により送付したことが、西村委員長より報告された（別の関連記事を参照）。

要望書の送付先：

文部科学大臣 平野博文／文化庁長官 近藤誠一／
外務大臣 玄葉光一郎／国土交通大臣 前田武志／
経済産業大臣 枝野幸男／総務大臣 川端達夫／
内閣官房長官 藤村修

3. 富士見坂の眺望景観に関するICOMOS勧告への反応

昨年のパリICOMOS総会で採択された標記の勧告は、ICOMOS本部より直接、住友不動産、東京都、荒川区、新宿区、台東区、文京区、豊島区に送られ

ることとなっているが、いまだ、本部から届いていない模様である。本勧告書が届いた際には、自治体間で協議会が開かれる予定であることが、赤坂副委員長より報告された。

4. 白川郷の交通問題について

（第7小委員会）

先の日本イコモス国内委員会年次総会等でも報告したように、昨年、白川郷に農地を転用して大規模な駐車場が建設され、営業されている事態について、去る3月8日会合を開き、意見交換を行った。また、4月4日には現地視察を行う予定である。以上の通り、西村委員長（第7小委員会主査）より報告された（別の関連記事を参照）。

5. 反正天皇陵古墳周辺における建物高さ制限について

本年9月に堺市で、拡大理事会にあわせて予定されている「百舌鳥・古市古墳群」をめぐる研究会に向けて、都市中心市街地内に所在する反正天皇陵古墳の景観保存に関わり、市役所および堺東駅周辺における建物高さの規制等について、宗田理事より、地図や写真などを含めた情報提供がなされた。

（記録：山田幸正）



前野まさる 画

■稼働中の歴史的産業施設の世界遺産登録に関する要望書提出について

日本イコモス国内委員会は3月5日、稼働中の歴史的産業施設と世界遺産推薦の問題に関し、「我が国の文化遺産保護政策の進め方に関する見解と要望—稼働中の歴史的産業施設の世界遺産登録の問題について—」を7名の関連省庁閣僚宛に送付しました。

この要望書は、「規制・制度改革」の一改革事項として、「稼働中の産業遺産の世界遺産登録に関して、関係府省会議や有識者会議の設置を含め関係府省が一体となって検討を行うとともに、関係府省は、現行の文化財保護法に基づく保全方策以外の方策について速やかに検討を開始し、できる限り早期に結論を得る」という取組みが、2010年より進められていたことを背景としています。内閣官房地域活性化統合事務局をとりまとめ役とするその検討の中では、

- ・国内外の専門家を中心とする特別委員会を設置し、保全方策の妥当性や遺産価値の評価を行うとともに、推薦書素案のとりまとめを行う；
- ・状況に応じて、景観法や港湾法、条例等による規制を文化財保護法による指定に替わる手段として用いる；
- ・稼働資産を含む遺産と含まない遺産とで異なる国内手続きを定める；

などの方針が示されていました。日本イコモス国内委員会はそうした情報を受け、文化遺産に関する専門家集団として、世界遺産条約の本来的意義の確認とわが国の文化遺産保護行政に対する国際的信頼の維持のため、本要望書の提出に至りましたが、2012年3月24日の第3回産業遺産の世界遺産登録関係省庁連絡会議において、これらの方針は今後の手続きとして決定しています。

(要望書の送付先：文部科学大臣 平野博文／文化庁長官 近藤誠一／外務大臣 玄葉光一郎／国土交通大臣 前田武志／経済産業大臣 枝野幸男／総務大臣 川端達夫／内閣官房長官 藤村修)

(事務局)

我が国の文化遺産保護政策の進め方に関する見解と要望—稼働中の歴史的産業施設の世界遺産登録の問題について—

平成24年3月5日

日本イコモス国内委員会
委員長 西村幸夫

平成5年以降、法隆寺、姫路城から昨年(平成23年)の平泉まで、12件の物件が、我が国の推薦にかかる世界文化遺産として世界遺産リストに登録されています。世界遺産を守る法的責任は、第一義的に世界遺産条約の締約国にあることはいうまでもありません。我が国の文化遺産が適切に保護されているということは国際的に認められており、我が国の文化遺産保護は高い信頼を勝ち得ています。これは、昭和25年制定の文化財保護法を柱として、明治以来のながい文化財保護の歴史を尊重し、同時に時代の変化に対応しつつ、文化財の指定、修理、管理等の保護措置を的確に講じてきたからです。

近年は、近代の技術、産業等に関わる文化遺産について、文化財保護法に基づく指定基準の弾力化等による重要文化財指定が進められ、また登録制度の導入等を通じた制度の多様化と運用の柔軟化、さらには「歴史まちづくり法」による活用の支援などが進められていますが、これらの施策を評価します。

このような中で、稼働中の歴史的産業施設の世界遺産登録に向けて、

- ①文化財保護法による指定がなされていない場合、条件緩和のため、景観法等による規制等を指定に代わる手段として講じ、世界遺産への推薦を可能にするとの考え方を取り入れること、
 - ②推薦の手続きについて、文化庁の文化審議会で総括的に取り扱わず、産業遺産については、国内外の専門家を中心とする特別委員会を立ち上げ、推薦の素案をとりまとめること、
- 等を、政府の方針として検討されていると伝えられております。

日本イコモス国内委員会は、このような動きを性急に進めた場合、我が国の文化遺産保護行政がこれまで築いてきた国際的な信用を損ないかねず、文化



外交上も、悪しき印象を与えかねないと危惧するものであります。つきましては、以下に示すような見解を十分に考慮されるよう、切に希望するところであります。なお、日本イコモス国内委員会は、文化遺産に関する我が国唯一の総合的専門家集団として、今後もその役割を積極的に果たしていく所存であることを申し添えます。

記

1. 文化財保護法の柔軟な運用

近代の文化遺産を含め、多様な文化遺産を保護し、それらの世界遺産への登録を目指すため、幅広い手法を活用することは望ましいことと考えます。その場合、文化財保護法という枠組みを維持しつつも、登録制度や文化的景観という考え方を導入し、また、指定基準の運用を柔軟にして、科学技術に関連する遺産、近代の建造物等を保護の対象とするなど、施策の拡充を一層進めるとともに、文化庁と関連省庁が連携協力をより強めていくことが重要です。しかしその過程で、我が国の文化財保護法が、指定文化財について、現状変更を許可制としてその文化的価値を保護していることの意義を改めて確認する必要があります。

たとえば、近年、東京駅、三井本館、明治生命本館、高島屋百貨店等が所有者の合意を得て重要文化財として指定されているように、明治以降の近代の文化財で、稼働している交通・業務・商業施設等についても既に保護措置が進んでいます。このように、近代の遺産の性格に応じた保護法の柔軟な取り扱いは、適切な施策であると考えます。したがって、文化庁においては、稼働中の歴史的産業施設についても同様に、所有者との意思疎通を図りつつ、その文化的価値に十分配慮し、適切な保存施策と有効な活用を図ることができるよう、一層の弾力的取り組みを進める必要があります。このことについて、文化庁の積極的な検討が急務であると考えます。

2. 代替措置の有効性とその支援

指定の代替措置として考えられている景観法等の法律による規制は、文化財保護法による保存措置と連携させる枠組みを設けるならば、有効な文化遺産の保全の実が上がることもあると考えられます。文化財保護法以外の法律による保存措置の場合、法の目的に文化遺産の保護を加えること等により、資産の現状変更に対しては、顕著で普遍的な価値を維持することを目的とする規制の強化が図れるよう検討すべきと考えます。なお、修復や維持管理に要する経費についても地方公共団体に任せてしまうのではなく、文化財保護法による指定の場合と同様に国の基準に基づいて、国による新たな抜本的財政支援策を提案します。

3. 世界遺産登録の意味

いくつかの文化遺産をとりまとめ、連続した遺産として推薦する（シリアルノミネーション）に当たっては、全体として、統一のとれた手法による保護措置を講じていると示す必要があります。世界遺産リストへの登録は、稼働中であっても、文化遺産としての価値を恒久的に保存することを国際社会に約束することを意味しますから、どのような保全措置が可能かを考え、そして、その措置が他の文化遺産とそん色のない程度に機能するか等について総合的に検討し、実施しなければなりません。その検討の結果を踏まえ、世界遺産への推薦について更なる検討を進める必要があります。世界遺産への推薦は、登録することのみを目的とするのではなく、将来へ向けて万全の保全体制が講じられなければならないということを改めて確認しておく必要があります。

4. 世界遺産登録推薦書の作成

世界文化遺産は、その推薦に当たり、推薦する締約国が一体となった体制の下で文化遺産として保全する措置を確実に講じていることを、助言機関及び世界遺産委員会に示すことが必要です。そして現在は、文化庁及び文化審議会がその任を担っています。

我が国は、文化遺産保護の先駆者としての地位を国際的に維持しつつ、世界遺産登録や世界遺産保護のために強い熱意と誠意を持って世界各国と協力し、努力してきました。長期にわたるかかる努力の蓄積により、我が国の文化遺産保護は、世界遺産条約締結国の専門家、世界遺産委員会、イコモス等からの高い評価と信頼を獲得しています。この信頼を今後も維持し、一層強くするためには、引き続き、稼働・非稼働にかかわらず、文化遺産保護の施策が国として統一した体制で行われている必要があります。

産業遺産についてのみ、それに詳しい国内外の専門家を中心に新設する特別委員会で推薦の素案をとりまとめるという考え方については、我が国の文化行政としての責任をどのように考えておられるのか、また、その責任が長期に及ぶということをどう理解しておられるのか、が明らかではありません。海外専門家からの助言を得ることは大切なことではありますが、我が国の文化遺産保全の長期にわたる責任の所在を海外の専門家に求めることなどできないのは自明のことであり、当然のことながら、日本人自らの責任においてその文化と歴史を専門的見地から評価し、その遺産をいかに保護すべきかを決定し、その上でどのように世界遺産に推薦するかを検討するべきと考えます。

以上



前野まさる 画

世界遺産条約40周年を巡る専門家予備会合、2月16日に開催

西村幸夫

平泉の世界遺産登録を記念して、2012年2月13日にユネスコのイリーナ・ボコバ事務局長やイコモスのグスタボ・アロウズ会長ら海外から合計28人を招聘して、岩手県平泉町内で世界遺産の登録証書の授与式、続いて同日、一関市に場所を移して、日本における世界遺産条約採択40周年記念開幕式典が開催された。

この機会に世界遺産条約40周年の京都での最終会合に向けたブレインストーミングの会合が急遽、2月16日に東京で開催された。当初予定になかった予備会合であったため、十分な広さの会議場が用意できなかったことから関係者のみの議論になったが、海外からの参加者はユネスコ世界遺産センターのキショー・ラオ所長をはじめとして合計26人にのぼった。イコモス側からはアロウズ会長、グオ・チャン副会長、クリスタル・バックレー副会長、アルフレッド・コンティ副会長をはじめ主要メンバーが参加した。日本イコモスからは稲葉信子、岡田保良、河野俊行、西村幸夫が参加したほか、内藤秋枝ユミ・イザベルさんが記録係として参加した。

会議では、最終会合のテーマが地域社会との関係と持続可能な発展であることに鑑み、①21世紀に新たな保存哲学は必要か、②世界遺産は新しい遺産概念・保護地域概念の拡大に寄与するか、③世界遺産はコミュニティの文化的アイデンティティの確立、他者理解の推進に寄与するか、④住民参加のモデルと専門家の役割、⑤世界遺産地域における持続可能な開発は可能か、⑥文化遺産・自然遺産の保全・管理・活用のための地元のキャパシティ・ビルディングを強化するために何をなすべきか、⑦世界遺産条約の趣旨を国内的、地域的に展開することは可能か、世界遺産概念の裾野を拓げるにはどうしたらよいか、という事前に送付されていた7つの設問に答えるメ



モを各自が解説する形ですすめられた。

会合自体は各自のコメントを収集することが中心で、突っ込んだ議論はなされなかったが、文化遺産と自然遺産の専門家が一堂に会しての議論の機会は貴重であり、今後のとりまとめのなかで各専門家からいただいたインプットを活かしていく必要がある。なお、会合の具体的な中身とそれをもとにした日本の対応、最終の京都合会でのとりまとめの方向については、今後ひらかれる日本イコモスの研究会で議論の予定である。

**日本イコモス国内委員会研究会報告 (3/10)
『武家の古都・鎌倉』と『富士山』の
世界文化遺産推薦について**

■『富士山』の世界文化遺産推薦

市川 満 (山梨県世界遺産推進課長)

杉山泰裕 (静岡県世界遺産推進課長)

山梨県世界遺産推進課から、推薦内容について次のとおり説明した。

①顕著な普遍的価値

・信仰の対象 (評価基準 (iii))

富士山は、山岳に対する、今なお生きている文化的伝統の類い希なる証拠である。

・芸術の源泉 (評価基準 (vi))

富士山は、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品と直接的・有形的な関連性を持ち、日本及び日本文化の象徴としての記号化された意味を持つ類い希なる山岳である。

・名山としての景観 (評価基準 (iv))

多くの人に日本の神聖で荘厳な山岳の景観の類型の顕著な事例として認識されるようになり、「名山」としての世界的な地位を確立した。

②包括的保存管理体制

以下の基本方針に従い包括的な保存管理体制を新たに構築した。

- ・関係法令等により保存管理を確実に行うこと
- ・学術的な見地を取り入れた保存管理を行うこと
- ・官民協働で保存管理を行うこと

③資産及び緩衝地帯等の範囲

馬返より上方の富士山域、山麓に所在する浅間神社・御師住宅、霊地・巡礼地といった「信仰の対象」の側面を表す区域、並びに「芸術の源泉」の側面を表す代表的な展望地点及びそこからの展望景観を構成資産とした。また、富士山の顕著な普遍的価値に対して、物理的又は景観上の負の影響が想起される範囲を対象として、緩衝地帯を設定した。さらに、資産及び緩衝地帯の外側に、富士山の顕著な普遍的価値の保護には直接的に関係しないが、自主的な管理に努め、以て資産の保護に資する役割を持たせる保全管理区域を設定した。

静岡県世界遺産推進課から、以下の3点について取り組みを説明した。

①静岡県行動計画の策定

- ・包括的保存管理計画に基づき、静岡県行動計画を策定
- ・資産の普遍的価値の保護・整備・次世代への継承
→「富士山」の目指す姿

②富士山世界遺産センター (仮称) の整備

- ・世界遺産センター基本構想策定委員会を開催
- ・本年度、基本構想策定

③国民運動の展開

- ・「富士山の日」の制定
- ・富士山世界文化遺産両県県民会議の発足
- ・富士山会議等全国的組織とも連携

質疑内容

- ・構成資産の計上方法等について質問があった。

それに対し山梨県から、次のとおり説明した。地理的に分割されているものを一つの構成資産としている。すなわち、忍野八海は平面上の連続性がないので8つの構成資産と数え、それに比べて富士山域は広大な範囲に広がるが単一の区域であるので一つ

の構成資産としている。ただし、山頂の信仰遺跡群、各登山道、北口本宮富士浅間神社、西湖・精進湖・本栖湖は、富士山の顕著な普遍的価値を語る上で必要の要素であるので、構成要素として取り上げている。

・演習場の取り扱いや平泉、鎌倉の信仰と富士山信仰の違いの明確化等について質問・意見があった。

静岡県から、演習場は、国、自治体等が自主的な管理に努め、資産の保護に資する保全管理区域と位置づけたこと、富士山信仰については、富士塚が全国に約1,000、見立て富士が国内外に約350あるように他の資産には見られない信仰の対象としての特性がある旨回答した。

■「武家の古都・鎌倉」の世界文化遺産推薦

榊潤規彰（神奈川県世界遺産登録推進グループリーダー）

島田正樹（鎌倉市世界遺産登録推進担当部長）

①推薦に到る経緯

鎌倉は、我が国が世界遺産条約を批准した平成4年に、「古都鎌倉の寺院・神社ほか」として暫定リストに登録されて以来、平成16年に京都・奈良との相違を模索した「武家の古都・鎌倉」のコンセプトをまとめ、平成19年から関係4県市（神奈川県、横浜市、鎌倉市、逗子市）による推薦書原案作成作業等を開始した。この間、平成21年から23年にかけて、都合4回の国際専門家会議を開催し、推薦書原案のブラッシュアップに努め、平成23年8月に推薦書案が完成された。これにより、同年9月に推薦書（暫定版）、平成24年1月に推薦書（正式版）が、政府からユネスコ世界遺産センターに提出された。

②「武家の古都・鎌倉」の構成資産と緩衝地帯

「武家の古都・鎌倉」の構成資産は、「三方を山に囲まれ、一方が海に開く」要害的地形を資産範囲として取り込み、山稜部及び海浜部の地形を主体とする

10箇所（構成資産1～10）からなり、その中に、「武家の古都・鎌倉」の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠な神社、寺院（跡）、武家館跡、切通及び港跡などの21の重要な要素が含まれている。これら構成資産は、文化財保護法（史跡・名勝・国宝・重要文化財）及び古都保存法（歴史的風土特別保存地区）による保護が図られている。

緩衝地帯は、「その内側から眺望した際に、山稜尾根線を越える建造物等が新たに設置されない範囲」を基本的考え方として設定し、その内部では、諸法令の許可制と届出制を組み合わせた行為規制により、良好な景観の維持・形成を測ることとしている。

③「武家の古都・鎌倉」の顕著な普遍的価値

重要な要素と山稜部等の地形が一体となった「武家の古都・鎌倉」の資産は、職業的戦士階級を出自とする武家集団がここを根拠地として全国支配を開始したこと、及び禅宗の摂取など中国文化との交流による茶・禅等の文化的伝統（武家文化）が創出されたことを示す物証である。また、構成資産は、武家が要害的地形へ積極的な土木的働きかけを行い、社寺、館、切通及び港などを機能的に配置することで、山稜部と一体となった希に見る政権所在地が形成されたことを示す類型である。

したがって、「武家の古都・鎌倉」は評価基準iii）及びiv）に適合し、顕著な普遍的価値を有する。

主な質疑

Q：国の審議会等で鎌倉市の体制を不安視する声があるが。

A：平成24年度から、市文化財部の創設及び4県市保存管理部会における情報共有など体制強化を図るとともに、ガイダンス施設設置に向けた検討を開始する。

Q：幕府跡が構成資産に含まれていないことについては。

A：（推薦書でも強調した点であるが）そもそも幕府とは將軍御所であり、変遷に伴う再建と破却が繰り返された木造建築（＝地下遺構）には、重要な価値



を認めていない。

A: 津波対策は。

Q: 鎌倉の文化遺産は、火災、震災、津波等の罹災とそこからの復旧の歴史を経て現在の姿に到っている。津波対策は減災と迅速なりカバリーと考えている。

**第七小委員会報告
世界遺産・白川郷の合掌集落における
駐車場問題を視察**

西村幸夫

主として白川郷の交通問題の深刻化を危惧し、これに対処するために日本イコモス国内委員会内に設置された第七小委員会は、2012年4月4日に、西村幸夫（主査）、久保田尚、佐々木政雄、矢野和之、辻喜彦のメンバー 5名が白川村荻町を訪れ、現場を視察すると共に、成原茂白川村村長をはじめとする白川村関係者から聞き取りを行った。

白川村荻町の世界遺産集落における交通問題、とりわけ中心部の駐車場問題は永年の課題であったが、2012年3月を以て公営の荻町駐車場及びJA白川支店駐車場が廃止され、新たな局面を迎えた。担当者の英断を称えたい。これにより荻町の世界遺産地区内の外来者向け民間駐車場の整理問題が一定の流れとなり、交通問題の最終的な解決へと向かうことが期待される。

しかしながら、保存地区周辺部での違法な民間有料駐車場建設は後を絶たず、中心部での大規模公共駐車場がなくなった分だけ外部でのビジネスが加速するという皮肉な結果をもたらしている。

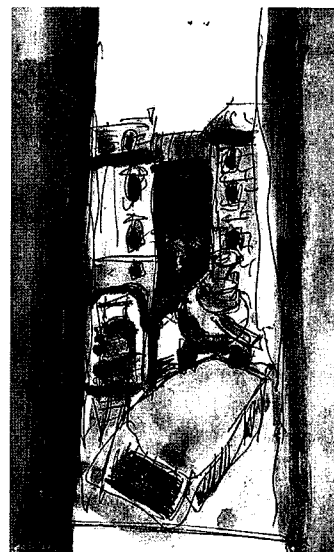
とりわけ、保存地区対岸の村営せせらぎ公園小呂駐車場に隣接して設けられた民間有料駐車場は、比較的規模が大きいのみならず、農地法及び白川村伝統的建造物群保存地区保存条例に違反しており、大きな問題となっている。特に、同民間有料駐車場は、

村営せせらぎ公園小呂駐車場の手前で低料金で積極的に路上での呼び込みを続けており、その結果、村営せせらぎ公園小呂駐車場の入り込みは2010年度において普通車で21%減、バス7%減となっている。

村営駐車場では、駐車料金の中に世界遺産集落保存協力金（普通車200円、大型車1,000円）を含め、合掌基金に組み入れる仕組みを有しているが、世界遺産白川郷合掌造り保存財団のデータの報告によると、入り込み台数が減少した結果、世界遺産保存協力費が570万円の減という厳しい結果となっている。

つまり、同民間有料駐車場は、ここまで永年集落内で努力されてきた伝統的建造物群保存地区内での有料駐車場自粛の努力に水を差すのみならず、サステイナブルな保存の中核ともなってきた合掌基金の収入源を枯渇させる危険を有しているのである。

第七小委員会はこのような事態を深く憂慮し、2012年5月7日に白川村に向けた書簡を発出し、世界遺産のサステイナブルな保全が脅かされる点に関する強い懸念を表明し、こうした事態を放置するならば、世界遺産委員会において大きな議論となるであろうという警告を発した。書簡の詳細と、その後の動きに関しては、次号のインフォメーション誌において報告予定である。



前野まさる 画

ISCARSAH リマ会議およびTERRA2012 報告

花里利一

ISCARSAH (建築遺産の構造修復と解析に関する国際学術委員会) の2012年春会議が土の建築遺産の保存に関する国際会議TERRA2012 (2012年4月22日～27日) に合わせてペルーで開催された。出席した両会議について報告する。カトリカ大学で開催されたTERRA2012はイコモス・土の建築遺産に関する国際学術委員会とカトリカ大学が共催し、イコモス、ユネスコ、イクロム他の関連国際機関も協力して開催している。

今回のISCARSAH委員会は、TERRA2012の開催期間直前に3泊4日でクスコおよびマチュピチュのTour meetingが行われ、4月24日午後TERRA2012の会場になったカトリカ大学でSummary meetingが行われた。私は、クスコ・マチュピチュのツアーには参加せず、カトリカ大学で開催された委員会に出席した。カトリカ大学での委員会出席者は、ケリー・ステイファン委員長ほか14名であった。また、途中1時間ほど、インターネットを通じたOnline meetingとして、この学術委員会にインターネット参加希望した各国メンバーとディスカッションが行われた。

委員会では、まず、12名程度が参加したクスコ・マチュピチュへのTour meetingの報告がなされた。次に、Face book, Web site, News letter等のメディアの状況や効果について話し合った。さらに、データベースやTool Box Hand bookについて活動計画を確認した。Tool Box Hand bookについては、目次案が決められ、各章ごとの執筆担当者を定める段階になっている。また、ISCARSAHによるTraining programについて原案が出され、ディスカッションを行った。組積造、RC造、木造、鋼構造の構造種別ごとに、数日間の講習を行うというもので、保存に関する基準の一般講義、各種構造の保存関係の理論とサイトでの実習が内容である。

ISCARSAH委員会の今後の開催地・時期についても審議を行った。2012年秋は、10月中旬にポーランド・ヴロツワフで開催されるSAHC2012 (建築遺産の構造に関する国際会議) に合わせて開催する。2013年の開催地については、韓国委員から春に開催したいとの提案があったが、日本での秋開催をすでに提案している。出席の委員の多くから、年に2回、同地域の日本と韓国で開催するのではなく、日本と韓国で同時開催とする方が都合がよいとの意見が出され、審議の結果、日韓同時開催の方向となった。時期は、韓国委員と相談した結果、秋(11月)に開催することで合意し、韓国側で調整してもらうことになった。なお、韓国側から、「木構造」をテーマとする提案があり、合意した。来年11月に京都・奈良での委員会と視察を企画する方向で検討したい。2013年春については、7月にポルトガルで開催される建築と構造に関する国際会議に合わせて開催する案が委員長より出された。また、4月25日夕方に、組積造建築遺産の新しい構造修復方法について、リーン・フォンテイン委員(カナダ)の呼びかけで、その技術的な内容をディスカッションするサブ・コミTEEが開催された。

TERRA2012リマ会議は、日本人出席者は、把握している限り、益田兼房氏を含めて4名であり、世界各国から多くの研究者・技術者が参加したなかで少数であった。ただ、日系人も数名出席していた。そのなかで、ブラジル国籍の日系人女性が、日本人入植時代の伝統的民家の土壁に関する保存研究の成果を発表しており、研究情報を交換する機会になった。私自身は、この国際会議において2003年イラン・バム地震で被災した世界遺産中世歴史都市アルゲバムの保存修復計画(イスファハン大学メールダッド・ヘジャジ氏との共同研究)について発表した。

ところで、TERRA2012が開催された、カトリカ大学は南米唯一の振動台があり、4年前に、JSTの研究予算による途上国組積造住宅の地震防災に関するネットワーク型共同研究(建築研究所を代表機関として三重大学などが参加)で、実大模型構造物の



振動台実験を行ったところである。今回の訪問でも、そのときにお世話になった大学の皆さんと再会し、食事などを共にし、楽しいひとときを過ごすことができた。個人的には、カトリカ大学の皆さんと約20年前に行っていたマチュピチュ遺跡の構造保存研究を再開したいと思っているので、よい機会になったと思う。その振動台では、TERRA2012と同時開催のSeismo Adobeの企画として、実大の無補強アドベ模型住宅の公開破壊実験が行われ、見学した。アドベの耐震研究では、カトリカ大学はスタッフおよび施設ともに世界的である。キャンパスも緑が多く、整備され、学生も優秀である。近い将来、再び訪れたいと思う。なお、TERRA2012の一般参加費は420米ドルであったが、イコモス会員は、140米ドルであったことを付記しておく。



TERRA2012の会場 カトリカ大学



振動台上に設置された公開実験用アドベ造実大模型住宅

百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録をめざして国際シンポジウムを開催

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議

大阪府と百舌鳥・古市古墳群の地元3市（堺市・羽曳野市・藤井寺市）からなる百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議は、平成24年1月15日（日）に、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録をめざし、国際シンポジウム「百舌鳥・古市古墳群と世界の墳墓～私たちの資産を人類の宝に～」を堺市産業振興センターで開催しました。平成23年5月の本部会議発足後、初めての大きなイベントでしたが、寒い中にも関わらず、地元や遠方から約670名の方にご参加いただき、盛況のうちに終えることができました。

国際シンポジウムは、国際専門家会議（同月13日～14日開催）と合わせて開催し、国内外の専門家に、百舌鳥・古市古墳群の価値についてご講演・ご議論いただきました。特に海外からは、韓国・中国・イギリスからそれぞれ墳墓研究の専門家をお招きし、海外の墳墓との比較を通じて、百舌鳥・古市古墳群の資産の価値を様々な角度から評価していただきました。

当日は大阪府知事と地元各市市長も出席し、主催者を代表して大阪府知事から開会の挨拶を、地元市を代表して堺市長より歓迎の挨拶をいたしました。

まず、事務局より国際専門家会議の報告を行い、基調講演をいただきました。基調講演は大阪大学大学院の福永伸哉教授にお願いし、「国家の形成と前方後円墳の時代」というテーマでお話いただきました。福永教授によると百舌鳥・古市古墳群に見られるような巨大な記念物を造ることは、初期国家段階の社会において文字を介さず支配者の権力の正統性を伝える手法としてよく見られる現象だということです。しかしその中でも、巨大な前方後円墳から中小古墳までが一大コンプレックスをなして展開する百舌鳥・古市古墳群は、日本列島でも最大規模の古墳群で、記念物を利用した初期国家の覇権戦略が最

も有効に機能した段階を示す遺跡であり、人類の国家形成過程を知るうえで、顕著で普遍的な意義を有していると評価いただきました。

続いて、韓国からお招きした慶北大学校の朴天秀教授による「新羅王陵と百舌鳥・古市古墳群」のご講演では、すでに世界遺産となっている「慶州の歴史地域」にある新羅の王陵について、古墳と出土品の写真を多く用いてご紹介いただきました。特に出土品の比較によって、当時から両国のあいだに活発な交流があったことが判明し、東アジアの文化交流を考えるうえで、百舌鳥・古市古墳群が非常に重要な資産であることが指摘されました。

中国社会科学院考古研究所の王巍所長には「中国と日本の巨大墳墓について」と題するご講演をしていただき、中国ですでに世界遺産となっている「秦の始皇帝陵」や「明・清王朝の陵墓群」、魏の曹操の墓などの王陵級の墳墓について紹介いただくとともに、中国と日本の巨大墳墓のそれぞれの特徴と共通点についてご説明いただきました。

講演の最後は、イギリスのヨーク大学、マーティン・カーヴァー名誉教授に「墳墓の持つ意味」と題し、世界中の様々な文化で共通してみられる「巨大なマウンドを造る」という現象についてご講演いただきました。北米大陸やスカンジナビア半島、ご自身が発掘調査をされたイギリスのサットン・フーの事例などをあげ、それらが強力な隣国の外圧に対抗して発展した可能性を指摘されました。また、日本の古墳を含める墳墓などは、被葬者をたたえるお墓としての役割だけでなく、人々が集まって儀礼を行う場所としても機能していたのではという指摘がありました。

その後、ご講演いただいた海外の3先生方に立命館大学の和田晴吾教授にもパネリストに加わっていただき、基調講演の福永教授と国士舘大学イラク古代文化研究所長の岡田保良教授にコーディネートをお願いしてパネル・ディスカッションを行いました。まずは、海外から来られた3人の先生方に百舌鳥・古市古墳群の第一印象をうかがいました。特にカー

ヴァー教授は初めての来日で、巨大な古墳の Monument 性や複雑な構造にたいへん感激された様子でした。一方で、この Monument のすばらしさを伝えるための仕掛けが必要だろうというご提言をいただきました。

ディスカッションの前半は、福永教授のコーディネートのもと百舌鳥・古市古墳群の考古学的な価値について、後半では、岡田教授のコーディネートのもとに世界遺産としての価値について議論をしていただきました。ディスカッションを通して、百舌鳥・古市古墳群は日本列島の古墳文化を代表する資産であるだけでなく、世界の墳墓と比較しても、その規模や形状、国家形成の過程における、普遍性と独自性を有する資産（適用基準 ii・iii・iv）として非常に価値のある資産であることが議論されました。

併せて、百舌鳥・古市古墳群を実際に世界遺産にするために、さらに満たすべき諸条件や、私たちが今後取り組むべき課題についても議論いただき、調査、保存、見せ方などについて様々なご提言と、世界遺産登録実現に向けた応援のメッセージをいただきました。今後はこれらの議論やご提言を踏まえて、よりいっそう多くの方々が百舌鳥・古市古墳群を訪れ、その価値をご理解いただけるよう、大阪府と地元各市が一体となって取り組みを進めます。





「文化財ドクター派遣事業」
—東日本大震災後の歴史的建造物保存に向けた活動—

大橋竜太

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、わが国に未曾有の被害をおよぼした。歴史的建造物も例外ではなく、その復旧・保存は大きな課題となっている。ここでは、「文化財ドクター派遣事業」を中心に、被災した歴史的建造物の復旧・保存に向けた、これまでの活動について概観する。

震災直後、(社)日本建築学会の建築歴史・意匠委員会では、被災した歴史的建造物を少しでも多く保護していくためには、緊急の対応が必要であると考え、被災状況の把握に努めた。しかし、被災地域があまりにも広域におよび、かつ被災した建造物の数も多く、容易にその実態を明らかにすることはできなかった。また、学会員だけでは十分な対応は望めず、関係諸団体の協力が必要不可欠であり、新たな組織の設立が求められた。他方、文化庁でも、市区町村の教育委員会等からの報告をもとに、被害の著しい建造物に調査官を派遣するという通常の行政手法のみでは対応しきれず、専門家の協力を必要としていた。そこで、日本建築学会は、建築歴史・意匠本委員会傘下に「災害特別調査研究WG」を設置し(設置期間:2011年5月1日～2013年3月31日)、文化庁が立ち上げた「東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業」(文化財ドクター派遣事業)を受託し(受託期間:2011年9月1日～2012年3月31日)、(社)日本建築家協会(JIA)、(社)日本建築士連合会、(財)日本ナショナルトラスト、全国町並み保存連盟、等の関連諸団体と協力し、歴史的建造物の被災状況を明らかにするとともに、復旧・保存に向けた対応を検討していくこととした。

これらの動きと同時に、調査対象建造物の洗い出し作業がすすめられた。かなり早い段階で、国宝・重要文化財には深刻な被害はほとんどないことがわかっていたが、行政が通常通り機能していなかった

ため、登録建造物や地方自治体の指定文化財建造物の被災状況に関しては、不明な点が多かった。また、東北地方では、文化財指定が遅れており、未指定でありながらも文化財的価値をもつ建造物が多く、これらの被災状況も明らかにする必要があると思われた。そこで、調査対象を「歴史的建築総目録データベース」に掲載されたすべての建造物とした。歴史的建築総目録データベースとは、災害時にすみやかな被災調査が実施できるように、平成7(1995)年の阪神・淡路大震災後、学会で整備をすすめてきたデータベースである。しかし、被災地域のデータ入力には遅れており、急遽、全国の専門家の協力を求め、インターネットを利用して、入力を急いだ。調査開始時点で、東北・関東地方で計8,922件がデータベースに登録されていたが、現地調査等において、文化財的価値があると判断された建造物は、随時、追加していったため、調査対象建造物はこれよりも増加することになった。

また、調査対象地域が広範にわたり、参加する調査員も多数となることが予想されたため、一堂に会した打ち合わせは困難と考え、積極的にインターネットを活用することとした。災害特別調査研究WGでは、すぐに専用のホームページを立ち上げ、WEB上で調査計画から調査結果の報告まで、一括して管理することとし、同時に、メーリングリストを利用し、調査員に最新の情報を伝えることとした。

4月25日に、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震災害調査ガイドライン」(3月30日制定)が改訂され、学会全体としての調査指針が定められたことから、ゴールデンウィークから現地調査を開始した。その際、東北地方と関東地方では、インフラ等の復旧状況が異なっていたため、当面の間は東北支部と関東支部で、それぞれ独立して調査を実施することとした。そして、6月11日に中間報告会(於:建築会館)を開催し、両支部の情報の共有をはかった。

被災調査は、原則として、外観の目視調査とした。その際、多数の調査員が同一の調査をできるように共通の調査シート(1棟ごとにA4両面に写真とともに

に項目ごとの被害状況を記述)を用い、調査結果は専用のサーバーにアップロードすることにした。また、所有者・管理者等から依頼があった建造物に関しては、詳細調査を実施し、応急措置・復旧に向けての技術的指導を行うこととした。その結果、受託期間内に、東北・関東地方の12県248市区町村に、137調査団、延べ392名の調査員を派遣し、計3,936棟の歴史的建造物について調査を実施し、そのうち6件については、書面で技術的指導を行った。

文化財ドクター派遣事業は、官民が協力体制を組んで、歴史的建造物の被災調査を実施した最初の試みであり、今後の災害時の対応のモデルとなるであろう。また、インターネットの利用による災害時の情報管理といった観点からも、新しい試みとなった。このように、歴史的建造物の被災調査に関しては、ある程度の筋道が見えてきた。しかし、実際に調査が完了したのは、当初の目的の40%程度に過ぎず、今後とも継続した調査が必要である。また、被災建造物には、依然として修理が行われないものや、応急修理が行われただけで本格的な修理を待っているものも少なくない。特に、土蔵や土壁、屋根瓦の修復に関しては、費用的問題、職人・材料の不足といった問題以外にも、伝統的構法をいかに守っていくかなど、さまざまな課題が残っている。東日本大震災による歴史的建造物の復旧・保存に向けた対応は、まだ終了したとは言い難く、これからが正念場となる。



文化庁主催公開シンポジウム「大規模災害後の文化財建造物の復旧支援について考える—文化財ドクター派遣事業報告会」
2012年5月12日 文部科学省東館3階講堂にて

インタビュー「ICOMOS国際専門家往来」⑥

ユッカ・ヨキレット (Jukka Jokilehto)
イクロム所長特別顧問

インタビュアー：Yumi Isabelle Naito-Akieda

Q1. What was the purpose of your visit to Japan?

The purpose of Jukka's current visit is the nomination of Nagasaki to the world heritage list.

Jukka's first visit to Japan was in the 1980's, with a Japanese government scholarship. During that visit, Jukka visited Japan with Dr. Nobuo Ito and with Prof. Kunikazu Ueno. He travelled all around Japan except for Nagasaki. Jukka came again to Japan in 1994 for the Nara Conference on authenticity, and then in 2004 for the Yamato conference, and several other conferences in between those years.

Jukka visited Nagasaki for the third time. The first visit to Nagasaki was in 2009, the second in September 2011, and finally in November 2011. The first visit's focus was on churches and other sites; then focus was shifted to sites and other aspects. By his third visit, Jukka mentioned he believes 'it is going in the right direction'. Indeed 'the nomination involves more than just one temple, it is the context which needs be in the nomination'.

Q2. What is your main interest?

Jukka laughed quietly, saying that people seem to say his main interest is to deal mostly with 'philosophical and theoretical' aspects; however himself would like to stress that he is also active as a planner, on the field with planning issues such as management plans and conservation. Of course, 'these are related with philosophy'!



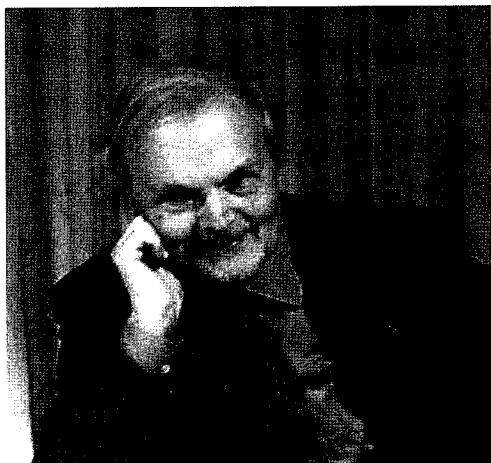
Q3. What is your main work at the moment?

Jukka laughed again, saying that what he would like to do most is to find time to work at home! In the past few months alone, he has been to different countries such as Afghanistan, Yemen, Oman, Iran, Algeria, ... In short, Jukka feels he has been travelling a bit too much, and he would like to finally try and find some time at home 'to write down'.

Q4. A message to the members of Japan ICOMOS

Japanese members could be more active on the international field. There are so many interesting aspects that the Japanese could share with the world, such as the relation with nature; also urban areas and villages are of great interest, and the Machinami Charter. Japan is interesting because here keeping traditions and development do go hand in hand. Examples of tradition can be seen in tea ceremony, in the kakure kirishitan, but to name only a few. And of course, the latest technology is also a great contribution of Japan, take for example the Japanese cameras!!

(Interviewed on November 20, 2011)



■ Dr. Jukka Jokilehto
Special Advisor
to the Director General, ICCROM

会員からの声

■ル・コルビュジエ作品の世界遺産登録推薦の動きに関して

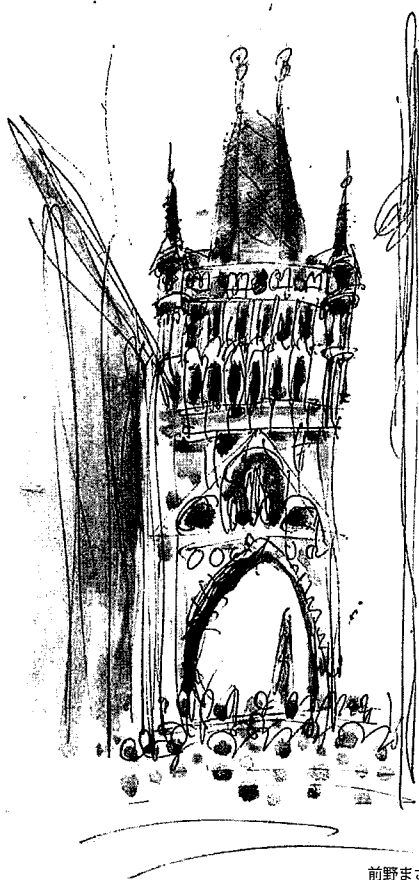
山崎正史

近代建築の巨匠の一人ル・コルビュジエの建築作品群を世界遺産登録候補としてICOMOSが推薦したことを知った。20世紀を席卷し、最も影響力のあった機能主義の代表的建築家として、また作品の特別な人気の高さからしても、推薦は当然の動きであったと考えられよう。ただ、その推薦に際して、ル・コルビュジエの建築思想に関して、ICOMOSとしてそれをどう受け止め、いかなる判断のもとに推薦するのかを明らかにしておくことが必要に思われる。

ル・コルビュジエらが推進した機能主義建築思想は、20世紀という時期に世界の建築環境を築く方法として、その大枠は正しかったと考えるべきなのであろう。しかし、文化遺産を保護し保存をはかり、その意義を世界に訴えるICOMOSの立場からすれば、機能主義はこれと対立する思想と言うべき一面を有している。機能主義は、時代の要請に、時代の材料と技術を用いて応え、時代を表現する形態の実現を良しとし、さらに言えばそのみを認める思想である。その思想には、歴史都市や歴史的環境を保全し継承するということが含まれない。歴史都市パリのセーヌ右岸全体を破壊し新たな都市建設を企図した彼のヴォワザン計画において、その立場が如実に表れている。実際、20世紀中～後期の日本において、歴史的環境の中で周囲に全く配慮しない建築が多数建設されてきたし、またそれが誇らしく行われてきたのであった。現在においても、内部的機能から形態を決定するという機能主義思想に相反するものとして、歴史的景観への配慮や、歴史的建築の活用設計を軽視または排除する考えが根強い。そうした文化遺産保全に対立する思想を標榜し実現されたル・コルビュジエの作品を、なぜICOMOSが認めるのか。無言の認定は自己矛盾にならないか。説明が求められよう。

私にはもう一つ説明が必要な重大な事柄があると思われる。ル・コルビュジエの都市計画思想における全体主義的性格である。彼一人が考案し創出した建築形態に、数百万の市民が各人の嗜好を生活環境にいささかも表現することなく暮らすという計画思想は、全体主義と言わなくてはならない。ユニテ・ダビタシオンはその思想を部分的に実現したものだ。たとえ彼が言語的に全体主義を表明しなくとも、形態が意味する内容をとらえ、ICOMOSの立場からの批判もしくは評価を行うべきであろう。

ICOMOSは人々に文化遺産保護のあり方(それは環境管理のあり方でもある)を示す、世界の代表的知性の一つであろう。現代世界の建築関係者に思想的矛盾を与えることのないよう、また間違ったメッセージを伝えることのないよう、配慮のある発言と行動を望みたい。



前野まさる 画

■スイスの「杭上住居群」から学ぶこと

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部(根岸 洋)

昨年11月26日～27日の2日間、6月に世界文化遺産に登録されたばかりの「アルプス周辺における先史時代の杭上住居群」を訪ねる機会を得た。これは、北海道、青森県、岩手県及び秋田県の4道県共同の取り組みである、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の、世界遺産登録実現に向けた情報収集の一環として行った現地調査である。縄文遺跡群は、平成21年1月に世界遺産暫定リストに加えられているが、地中に埋もれた「目に見えない遺跡」(埋蔵文化財)の価値の表現方法については、前例が少ないこともあって、4道県で現在まさに検討しているところである。今回視察したスイスの杭上住居群は、主に湖など水中で見つかる文化財という違いはあるものの、縄文遺跡群と共通するところも多く、我々にとって大変示唆に富む文化遺産であった。また、2日間の視察ではあったが、「考古学的遺産」の特性を実地で学び、その可能性を考える良い機会にもなった。以下ではこの「杭上住居群」について、その現状や現地担当者から伺ったことについても触れつつ、簡単に紹介することにした。

「アルプス周辺における先史時代の杭上住居群」は、スイス・フランス・ドイツ・イタリア・スロヴェニア・オーストリアの6か国にまたがって分布しており、構成資産(遺跡)が111にも及ぶ、シリアル・ノミネーションによる文化遺産である。スイスに大部分の遺跡が集中していることもあり、事務局の代表はスイスに置かれている。本遺産は、湖岸・河岸・湿地帯など、水場周辺の環境に適応した居住形態である杭上住居(pile dwelling)で構成されており、新石器時代(紀元前5千年)から青銅器時代(紀元後5世紀)にかけての遺跡を対象としている。このタイプの遺跡の特徴としては、建築部材である木杭が湖底に並んだ状態で見つかることや、木製品など有機質遺物が保存されやすいこと等が挙げられる。本地域の「杭上住居群」は19世紀後半から発掘調査され、日本の



考古学界にも既に明治年間に紹介されていた経緯がある。私自身、ヨーロッパの考古学では重要な遺跡群であることは以前から知っており、また石斧の柄など保存状態の良い出土遺物は博物館でも見たことがあったものの、決して一般には知られていない遺跡群だという印象を持っていた。このため今回の現地調査では、スイスをはじめとする国が、どのような点を重視してこれらを世界遺産へと推薦したのか、またどのような点が評価されたのかについて、担当者にインタビューする時間を長く割いた。視察先としては、スイス北西部のヌーシャテル州とベルン州を選び、復元した杭上住居（写真1）や豊富な木質遺物を展示するLatenium考古博物館（2002年開館）と、年輪年代学等の研究室（写真2）を付設するベルン州考古学サービス、及び構成資産が集中するSutz-Lattrigen遺跡群を見学させて頂いた。これらは比較的近接した位置にあり、本遺産への観光客を呼び込みたい場所だという説明を受けた。

推薦書の作成に関わった現地の担当者が強調されていたのは、「杭上住居群」に関わる発掘調査や科学的分析の質の高さと、それらによって担保される「遺産」としての完全性であった。とりわけ木杭の年輪パターン分析によって年代を細かく決定する年輪年代学は、手軽にできる科学的分析法として定着している。本遺産を含む同一地域内の年輪サンプルを基礎資料として、確実な編年やデータベースが作られており、更に堆積状況のデータも加えることで、どの杭とどの杭が同じ住居の柱なのか、また住居が同じ場所に何回建て替えられたのか等について、高精度に同定することも可能だということである。また、これらの住居跡周辺からは、農耕や金属加工に関わる遺物も他地域と比べて多く出土することから、本遺産は単に数千年間続いた居住形態というだけでなく、ヨーロッパ全体の初期農耕民や冶金技術の発展を具体的に示すという点も、推薦時に強調した特徴の一つということであった。繰り返して言うと、保存環境と調査分析技術両方の質の良さが、「考古学的遺産」である本遺産の、最大の特徴であり長所だ

ということである。

「縄文遺跡群」と同じ先史時代の、それどこにでもある遺構である「住居」群の世界遺産登録を成し遂げたスイスの事例からは、「目に見えない遺跡」の価値を言明する方法について、貴重な示唆を得ることができたと思う。この事例から学んだことを生かし、やはり考古学的遺産である「縄文遺跡群」の価値を考えていきたい。なお頁数の制限から、「杭上住居群」の維持管理や保存状況などの問題については触れられなかったが、詳しく知りたい方は是非一度、足を運んでみることをお勧めしたい。

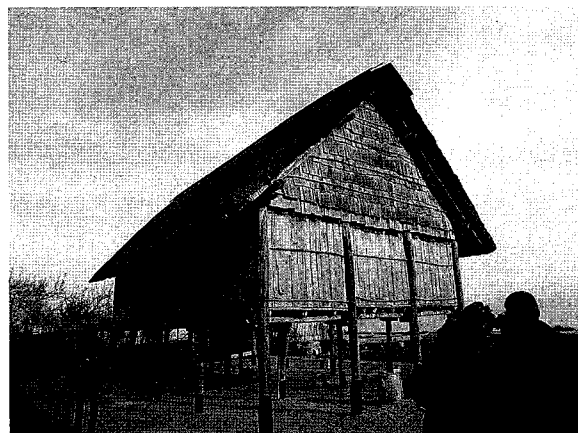


写真1 青銅器時代の復元住居

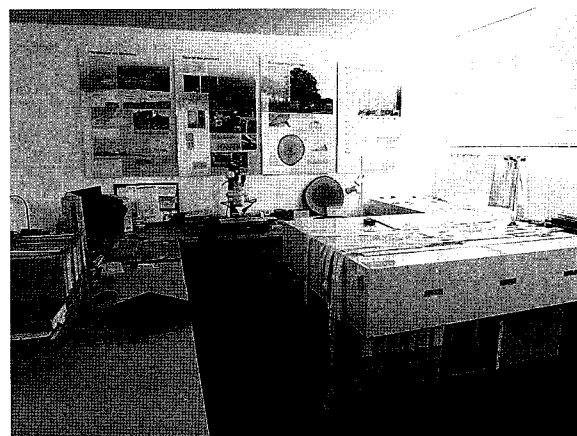


写真2 年輪年代測定室

■文化遺産としての「タイタニック号」

～事故から100年・ベルファストからの報告～

佐滝剛弘

今年4月、世界の多くのメディアが、ちょうど100年前に完成、その直後の処女航海で氷山に衝突して沈没した豪華客船「タイタニック号」にまつわるさまざまなニュースを取り上げ、3D版の映画の公開とも相まって、この伝説の船は長い海底での眠りから目覚めたような脚光を浴び続けた。

私は、4月末、そのタイタニック号が建造された造船所がある、北アイルランドの港町ベルファストを訪れ、永年タブーとされてきた封印が解かれ、タイタニックを観光の起爆剤にしようともくろむ現地の熱気を肌で感じてきた。

ベルファストは、20世紀初頭、リネン製造の世界的な中心地であるとともに、大英帝国の造船業の中心地の一つとしても繁栄を極めた。当時の世界最大級の豪華客船群は、この地に巨大な造船所を持つハーランド・アンド・ウルフ社で建造された。タイタニック号は、そのH&W社が社運を賭けて造り上げた大西洋航路の花形客船であった。

深い湾が町に切れ込むその最奥部に広がるベルファストの港湾地帯に足を踏み入れてまず目に飛び込んでくるのが、周囲を圧するようにそびえるH&Wのロゴの入った巨大な2基のゴライアスクレーンと2基のハンマーヘッドクレーンである。しかし、よく見ると、その下にあるはずのドックはすでに埋め立てられていた。H&W社は、今では事実上造船業からは撤退、橋梁や風力発電のプラントなどを製造する企業に移行しており、船に関する仕事は、細々と船の修理を行っている程度である。一方、タイタニック号が実際に建造された当時のドックは、隣に立つ煉瓦造りの見学施設とともに一般公開されており、これまでも一定の観光客が訪れていた。とはいえ、タイタニックは不沈船といわれながら最初の航海でいきなり沈没してしまい、英国の造船技術のプライドをへし折ってしまったこと、また沈没事故で失わ

れた多くの命が英国とアイルランド国民であったことから、これまでベルファストでは、タイタニック号について語ることはタブーに近かった。

しかし、今年はその状況が180度変わる、ターニングポイントの年になりそうだ。建造されたドックの近くに、巨大なタイタニック号に関する博物館「タイタニック・ベルファスト」が3月31日に開館したのである。タイタニックに関する資料の展示施設はこれまでもアメリカ、カナダなどにあったが、この博物館の力の入れようは、これまでの施設とは全く異なるスケールである。

6階建ての展示施設に入ると、まずは当時のベルファストの産業の紹介から始まり、造船所の歴史とにぎわい、そしてH&W社の設立へと展示が進んでいく。圧巻は、ディズニーのテーマパークのようなライドに乗って、造船所でタイタニックを建造している過程を次々と見学していくアトラクションである。さらに、そのあとには、完成した船内の施設の展示が続く。一等船室も三等船室もそっくり再現してある。そして、いよいよ沈没のシーン。タイタニックが発した無線でのやり取りが活字で再現されるなど、ここではきわめて抑制的に事実が描かれる。その後、生存者や亡くなった人たちのライフストーリーに多くの展示が割かれ、最後に現在北大西洋に沈んでいる船体の探索の映像が、大きなシアターで上映される。ゆっくり見たら半日はかかる、最新鋭の充実した博物館であった。また、市内の書店では、店頭に大きくタイタニックコーナーが設けられ、歴史あるオペラハウスでは、その名もずばり「タイタニック」と題した演劇が4月中旬に上演されるなど、多くの関連行事がこの時期に集中した。

タイタニック号は、“遺産”という観点では、ユネスコが4月5日、「海底に沈むタイタニック号の残骸を、海底の遺跡などを守る『水中文化遺産の保護に関する条約』の対象とする」と発表したように、「水中文化遺産」の範疇となる。しかしながら、タイタニックがこれまで世界でこれほどに人々の口に上り、多くの作品に描かれ、今も注目を浴び続けるそのパ



ワーを見ると、単なる水中の遺物にとどまらないほど大きな影響力を有していることがよくわかる。公海に沈む船の残骸は、明らかに世界遺産の対象外ではあるが、船舶史のみならず、移民史や救難への国際協力などさまざまな観点からも、顕著な普遍的価値に匹敵するストーリーで私たちに捉える、稀有な「遺産」であることを示している。

ベルファストを離れる際、私は、いま一度、閑散とした造船所跡に聳えるH&W社のハンマーヘッドクレーンを多くの感慨とともに眺めた。長崎にある三菱重工業長崎造船所には、イギリス・スコットランドにあるマザーウェル・ブリッジ社によって1909年に建造されたハンマーヘッドクレーンが現役で稼働しており、国の登録有形文化財となっている。形は少し違うが、同じイギリス生まれのクレーンが、一方は、タイタニックの誕生の地で孤高を保って立ち続け、もう一方のクレーンは、第二次大戦でそのイギリスと、結果として敵対することになる軍艦を造り続けた造船所に今も残り、美しい港湾景観を形成している。歴史の綾が織りなす不思議な糸は、こんな形で港町を結んでいるのだという思いを新たにしながら、穏やかな港町をあとにした。



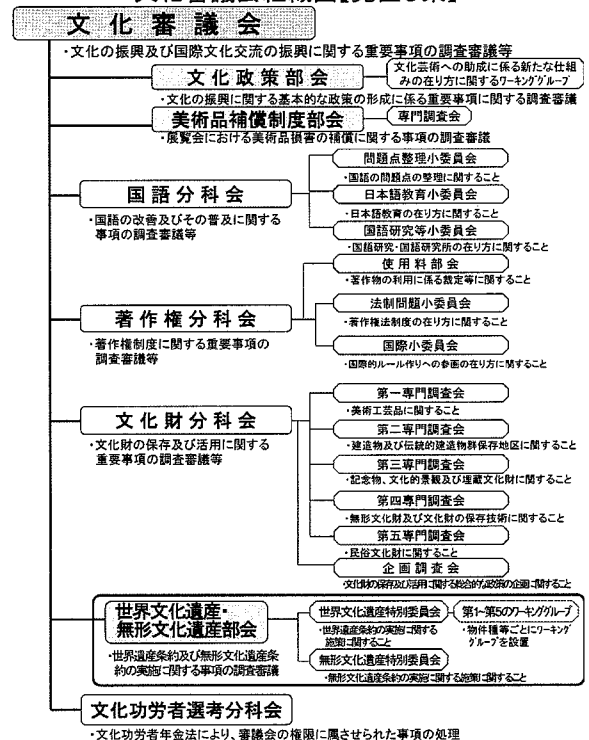
タイタニックを建造したH&W社の造船所も、今は、クレーンがさびしく残るのみ

お知らせ

文部科学省文化審議会の再編について

2012年3月より、文部科学省の文化審議会の組織が再編されています。これまで、文化財に関する調査会・特別委員会はすべて文化財分科会の下におかれていましたが、その中から「世界文化遺産特別委員会」と「無形文化遺産保護条約に関する特別委員会」が独立し、「世界文化遺産・無形文化遺産部会」となっています。この部会では、日本イコモス会員の中では、西村幸夫委員長が正委員、河野俊行副委員長と稲葉信子理事が臨時理事、大貫美佐子氏、岡田保良氏、小風秀雅氏、斎藤英俊氏が専門委員に名を連ねています（2012年3月12日付け文化審議会文書より）。

文化審議会組織図【見直し案】



事務局日誌

(2012年2月11日～2012年5月10日)



- 2/14 奈良女子大学より、「平成23年度防災・日本再生シンポジウム 古都奈良の都市防災」報告書を受領。
- 2/16 「伊藤延男先生のGazzola賞受賞を祝う会」を学会館（東京）にて開催。
日本ユネスコ協会連盟より『世界遺産年報2012』を受領。
水戸市教育委員会より『近世日本の学問・教育と水戸藩 III ―世界遺産暫定一覧表記載資産候補「近世的教育遺産」に係る平成23年度調査・研究報告書―』を受領。
- 2/18 シンポジウム「20世紀建築と世界遺産―シリアルノミネーションにおけるOUVの議論をめぐって―」をISC20C、国立西洋美術館、日本イコモス国内委員会で共催。
- 3/2 定例会議を開き、第1回拡大理事会と研究会の内容等について協議。
- 3/5 「我が国の文化遺産保護政策の進め方に関する見解と要望―移動中の歴史的産業施設の世界遺産登録の問題について―」を関連省庁の閣僚宛てに送付。
[JAPAN ICOMOS INFORMATION] 第8期9号発行、会員に順次発送。
ユネスコ・アジア文化センターより、“ACCU news No.384”を受領。
- 3/9 ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所より、『文化遺産ニュースVOI.24』を受領。
- 3/10 日本イコモス国内委員会2012年度第1回拡大理事会、および研究会「『武家の古都・鎌倉』と『富士山』の世界文化遺産推薦について」を開催。研究会には33名が参加。
- 3/30 日本コントラクト・ブリッジより、寄付金10万円を受領。
関西大学文化財保存修復研究拠点より“Semawy Menu Volume 3”、“Newsletter No.4”を受領。
ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所より、“Training Course on Cultural Heritage Protection in the Asia-Pacific Region 2011 -Preservation and Restoration of Wooden Structures-”、“The Workshop 2011 for Protection of Cultural Heritage in Ulaanbaatar, Mongolia”、“Training Course on Cultural Heritage Protection in Asia and the Pacific 2011 -Indonesia-”、International Conference “Human Resources Development for the Transmission of Traditional Skills: National Approaches and their Application to Stone and Brick”、“ACCU Nara International Correspondent Eighth and Ninth Regular Report”を受領。
- 4/9 筑波大学大学院人間総合科学研究科世界遺産専攻/世界文化遺産学専攻 国際交渉力強化プログラムより、“What is “heritage” for the Hungdun people? Significance of a World Heritage landscape for local lives”を受領。
- 4/17 宗像・沖ノ島と関連遺産群世界遺産推進会議より、『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Iを受領。
- 4/24 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部より、『縄文遺跡群世界遺産登録推進国際シンポジウム』記録集を受領。
- 4/25 広報企画会議を開き、インフォメーション誌8期10号の編集方針を協議。
- 5/8 東京文化財研究所より、“TOBUNKEN NEWS No.47”、“TOBUNKEN NEWS No.48”、“TOBUNKEN NEWS DIGEST No.11”を受領。
日本イコモス国内委員会第7小委員会による、『世界遺産・白川郷の合掌集落における交通問題について』（5月7日付文書）を岐阜県白川村村長宛に送付。
- 5/10 文化遺産国際協力コンソーシアムより、『平成23年度総会資料』『文化遺産国際協力コンソーシアムパンフレット2011年度（日・英）』『文化遺産国際協力事業紹介冊子2011年度（日・英）』『ナン・マドール遺跡 パンフレット（日・英）』『ミクロネシア連邦ナン・マドール遺跡現状調査報告書』『協力相手国調査 アルメニア共和国調査報告書』『文化遺産国際協力情報資源共有化に関する報告書』『イリーナ・ボコバユネスコ事務局長講演記録「ユネスコの文化遺産保護政策」』を受領。

日本イコモス国内委員会 団体会員（代表者）

佐渡市（高野宏一郎）

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（三村申吾）

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議（松井一郎）

日本イコモス国内委員会 維持会員（代表者）

株式会社 尾田組（尾田芳信）

株式会社 鴻池組（葛田守弘）

株式会社 都市環境研究所（小出和郎）

株式会社 プレック研究所（杉尾伸太郎）

株式会社 文化財保存計画協会（矢野和之）

株式会社 トリアド工房（伊藤民郎）

「国宝松本城を世界遺産に」推進委員会（菅谷 昭）

西武建設株式会社（安藤博雄）

株式会社 小林石材工業（小林美和）

「善光寺の世界遺産登録をすすめる会」（加藤久雄）

株式会社 丹青社（渡辺 亮）

株式会社 ゴールデン佐渡（澤邊一郎）

（敬称略・順不同）

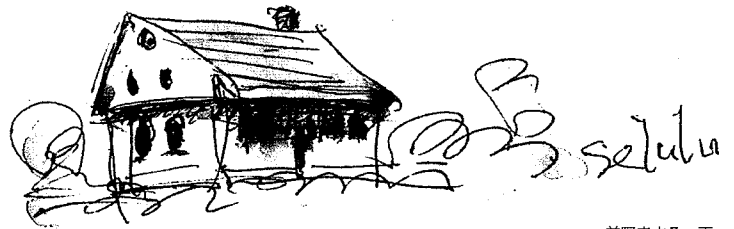
●日本イコモス国内委員会

【第8期 執行部メンバー】(順不同)

委員長	西村 幸夫
副委員長	赤坂 信
	小野 昭
	河野 俊行
理事	尼崎 博正
	稲葉 信子
	荻谷 勇雅
	岸本 雅敏
	清水 真一
	杉尾 邦江
	鈴木 博之
	西浦 忠輝
	濱崎 一志
	前田 耕作
	三宅 理一
	宗田 好史
	山田 幸正
	渡邊 保弘
	沢田 正昭
	崎谷 康文
	伊藤 延男
	坪井 清足
	石井 昭
	前野 まさる
	矢野 和之
監事	
顧問	
事務局長	
本部執行委員	河野 俊行

【小委員会主査】

第一小委員会 (憲章)	藤井 恵介
第四小委員会 (世界遺産)	稲葉 信子
第五小委員会 (プロブディフ)	石井 昭
第六小委員会 (鞆の浦)	益田 兼房
第七小委員会 (白川郷)	西村 幸夫
第八小委員会 (パッファゾーン)	崎谷 康文
第九小委員会 (朝鮮通信使)	三宅 理一
第十小委員会 (彩色)	窪寺 茂
第十一小委員会 (歴史的都市マスタープラン)	岡田 保良
第十二小委員会 (技術遺産)	伊東 孝
特別委員会 (世界遺産条約)	岡田 保良



前野まさる 画

■日本イコモス ISC メンバー

○は：各 ISC の日本代表

委員会名	略称	委員
Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritage	ISCARSAH	○花里 利一・岩崎 好規・坂本 功・西澤 英和
Archaeological Heritage Management	ICAHM	○岸本 雅敏・小野 昭
Conservation/Restoration of Heritage Objects in Monuments and Sites	ISCCR	
Cultural Landscapes	IFLA	○杉尾 伸太郎・石川 幹子・大野 渉・本中 眞
Cultural Routes	CIIC	○杉尾 邦江・大野 渉
Cultural Tourism	ICTC	○宗田 好史・石井 昭・山内 奈美子
Earthen Architectural Heritage	ISCEAH	○岡田 保良・渡辺 邦夫・山下 保博
Economics of Conservation	ISCEC	
Fortification and Military Heritage	IcoFort	
Historic Towns and Villages	CIVVIH	○福川 裕一
Intangible Cultural Heritage	ICICH	稲葉 信子・内藤秋枝 ユミ イザベル
Interpretation and Presentation	ICIP	○門林 理恵子
Legal, Administrative and Financial Affairs	ICLAFI	○河野 俊行・八並 簾
Mural Paintings	ISCOMP	
Pacific Islands		
Polar Heritage	IPHC	
Recording and Documentation	CIPA	山田 修
Risk Preparedness	ICORP	○益田 兼房・土岐 憲三・大窪 健之
Shared Built Heritage	ISCSBH	村松 伸
Stained Glass		
Stone	ISCS	○西浦 忠輝・石崎 武志
Theory and Philosophy of Conservation and Restoration	ISCTC	○内藤秋枝 ユミ イザベル・西村 幸夫・赤坂 信
Training	CIF	○稲葉 信子・福島 綾子
Underwater Cultural Heritage	ICUCH	○荒木 伸介・池田 栄史
Vernacular Architecture	CIIV	○山田 幸正・大野 敏
Wood	IIVC	○渡邊 保弘・土本 俊和
Rock Art	CAR	○小川 勝・五十嵐 ジャンヌ
20th Century Cultural Heritage	ISC20C	○山名 善之

●ICOMOS とは

ICOMOS は、1964 年に採択された「記念物と遺産の保存に関する国際憲章（通称ヴェネツィア憲章）」を受けて 1965 年に設立された国際 NGO です。第 1 回総会は 1965 年 6 月にポーランドで開かれました。ユネスコをはじめとする国際機関と密接な関係を保ちながら、文化遺産保存に関する理論、方法論、科学技術の研究・応用、またユネスコの世界遺産条約に関しては、諮問機関として、登録の審査、モニタリングの活動等を行っています。各国の文化遺産保存分野の第一線の専門家や専門団体によって構成されており、2011 年 12 月時点で、参加国は 127 カ国を数え、会員は 10,000 人以上にのぼっています。27 の国際学術委員会を通じて様々な専門分野、テーマ別の活動が行われており、文化遺産の価値の高揚のための重要な役割を果たしています。

日本イコモス国内委員会は 1972 年にブタペストで開かれた第 3 回イコモス総会で承認され、関野克博士がその委員長に指名されました。1979 年に規約を採択し、イコモス本部執行委員会での承認を経て正式に発足しています。国内の文化遺産保存技術を高め、様々な情報を収集・交換し、後継者への技術的訓練を行う一方、各国の委員会やパリ本部と協力して、世界の文化遺産の保護のための国際協力活動を担っています。2012 年 6 月現在、会員 363 名、維持会員 12 団体、団体会員 3 団体によって構成されており、専門的な調査研究を行う 11 の小委員会を設置しています。年次総会のほか、年 4 回の理事会、研究会、来日外国人専門家との懇談会などの開催や会報の発行を行っています。



JAPAN ICOMOS/INFORMATION

Vol.8, No.10 10 JUNE 2012

日本イコモス国内委員会 委員長 西村幸夫

事務局長 矢野和之 編集 山田幸正

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル 13 階

株式会社 文化財保存計画協会 気付

Tel & Fax: 03-3261-5303 e-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<http://www.japan-icomos.org/>

JAPAN-ICOMOS National Committee Secretariat

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy

Hitotsubashi 2-5-5-13F, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0003, Japan

Tel & Fax: +81-3-3261-5303 e-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<http://www.japan-icomos.org/>